

## 記者発表資料

内閣府沖縄総合事務局においては、先般判明した識名トンネル関連工事に係る補助金不正受給事案を受けて、当該不当事項に係る補助金の交付決定の取消し等を行うとともに、併せて、補助金適正化法等の法令の適正な執行に責任を負う立場から、関係機関と協議しつつ、本件違反事案の解明を司法に委ねることが可能か否かについても検討を行ってまいりました。

今般、沖縄県警察那覇警察署において、告発状が受理される運びとなったことから、本日、被疑者不詳として、補助金適正化法第29条第1項及び第33条第2項、並びに刑法第156条及び第158条に該当するものとして、刑事訴訟法第239条第2項に基づき告発を行いました。

沖縄県においては、かねてより行政の立場から、独自にこの種の事案の再発防止や責任明確化などについての取組みが行われているものと承知しておりますが、今回の告発を契機として、不適正な手段により補助金の交付を受けた同事案の経緯や責任の所在がより明らかになり、違反行為の是正に資することを期待しております。

平成24年6月4日(月)

内閣府沖縄総合事務局開発建設部

【問い合わせ先】

内閣府沖縄総合事務局開発建設部

管理課長 野島 孝一郎、 課長補佐 大城 護

TEL : 098-866-1901 (直通)

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）

第二十九条 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受け、又は間接補助金等の交付若しくは融通を受けた者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の場合において、情を知つて交付又は融通をした者も、また同項と同様とする。

第三十三条 前条の規定は、国又は地方公共団体には、適用しない。

2 国又は地方公共団体において第二十九条から第三十一条までの違反行為があつたときは、その行為をした各省各庁の長その他の職員又は地方公共団体の長その他の職員に対し、各本条の刑を科する。

○刑法（明治40年4月24日法律第45号）

（虚偽公文書作成等）

第一百五十六条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

（偽造公文書行使等）

第一百五十八条 第一百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

○刑事訴訟法（昭和40年法律第131号）

第二百三十九条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。